

さ情審査答申第3号
平成14年8月28日

さいたま市議会議長 福島正道様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 小池保夫

答申書

平成14年1月17日付けで貴職から受けた、平成13年度予算（5月～3月分）の（目）議会事務局費に係る「積算の基礎」（以下「本件対象行政情報その1」という。）の一部公開決定（以下「本件処分その1」という。）、平成13年度予算（5月～3月分）（目）議会費に係る「積算の基礎」（以下「本件対象行政情報その2」という。）の一部公開決定（以下「本件処分その2」という。）及び職員一覧（氏名・職名・住所・年齢・級号給・旧所属などの分かるもの。ただし「職員録原稿の校正文書」を除く。）（以下「本件対象行政情報その3」という。）の非公開決定（以下「本件処分その3」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

- 1 本件対象行政情報その1及び本件対象行政情報その2のうち、非公開とした予算単価及び数量は、さいたま市情報公開条例第7条第5号に該当すると認められる。よって、一部公開とした決定は妥当である。
- 2 本件対象行政情報その3は不存在と認められる。よって、非公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報その1の公開請求に対し、平成13年10月5日付けさ議会収第602号により、さいたま市議会（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定、条例第6条第1項に基づく本件対象行政情報その2の公開請求に対し、平成13年10月5日付けさ議会収第603号により、実施機関が行った一部公開決定及び条例第6条第1項に基づく本件対象行政情報その3の公開請求に対し、平成13年10

月5日付けさ議会収第605号により、実施機関が行った非公開決定について、これを取り消すとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件処分その1及び本件処分その2の各非公開情報は、条例第7条第5号に該当せず、公開しても適正な入札等の実施に支障を及ぼすおそれはない。
- (2) 本件処分その3の情報は、一般的かつ個別的に考えて存在することが強く推認できる。
- (3) したがって、本件処分その1から本件処分その3は、条例の解釈・運用を誤った違法なものであり、よって取り消されるべきである。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、非公開理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

1 本件対象行政情報その1及び本件対象行政情報その2について

- (1) 市の締結する契約については、その価格等の公正さを担保するため、一般競争入札の方法によるべきことを原則としている。
- (2) 本件対象行政情報その1及び本件対象行政情報その2のうち、非公開とした予算単価は、行政情報公開請求時以降に入札や見積合わせを実施し事務事業を遂行するものであり、非公開とした予算単価を公開することは、事前に入札や見積合わせに参加する業者が契約単価の上限を推測でき、この範囲内で入札や見積合わせの金額を提示することが可能となる。
- (3) よって、適正な入札や見積合わせの実施が阻害され、市の経費が不当に増大するなど、事務事業の適正な遂行に実質的な支障が生じる。
- (4) また、本件対象行政情報その1及び本件対象行政情報その2のうち、非公開とした数量は、行政情報公開請求時以降に入札や見積合わせを実施し事務事業を遂行するものであり、予算総額が公開されていることから、数量を公開することにより予算単価が明らかになるため非公開としたものである。

2 本件対象行政情報その3について

本件対象行政情報その3については、作成していない。また、そのことで何ら議会の事務事業に支障を来たすものではない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件において公開請求のあった行政情報のうち、本件対象行政情報その1及び本件対象行政情報その2は実施機関の説明によれば、次のとおりである。

- (1) 本件対象行政情報その1は、さいたま市議会における平成13年度予算（5月～3月分）の歳入・歳出のうち議会事務局費に係る「積算の基礎」であり、

当該文書は、市議会事務局の運営事業に関するもので、事業内容及び款・項・目・節・細節における予算額、積算の基礎としての事業名、単価、数量又は人数、合計額が記載されている。

(2) 本件対象行政情報その2は、さいたま市議会における平成13年度予算（5月～3月分）の歳入・歳出のうち議会費に係る「積算の基礎」であり、当該文書は、議員報酬、市政調査研究事業の2事業に分かれ、各事業内容及び款・項・目・節・細節における予算額、積算の基礎としての事業名、単価、数量又は人数、合計額等が記載されている。

(3) 実施機関が非公開と決定し、異議申立てを受けた部分は実施機関の口頭意見陳述等によると、次のとおりである。

ア 本件対象情報その1のうち、11節需用費、04細節印刷製本費の議会関係例規集、議会月報、調査時報、市議会のしおり、市政概要、市政便覧の各単価と各部数、また、13節委託料、05細節その他委託料の議会史続巻五発送業務委託料の単価と部数である。

イ 本件対象情報その2のうち、13節委託料、05細節その他委託料の議員健康診断委託料の単価と人数、また、18節備品購入費、01細節備品購入費のうちの更衣ロッカー、新聞ラック、食器戸棚、ホワイトボード、給湯ポット、コートハンガー、会議室用テーブル（B）、椅子（B）、3連椅子の各単価と各数量である。

(4) 前記はいずれも、市議会及び市議会事務局における物品の購入又は役務の外部委託に要する代金又は費用に係る内容であるが、これら予算の具体的執行に際しては価格等の公正さを担保するために、地方自治法及び同法施行令その他法令、さらにさいたま市の内規等によって、相手方や価格等の決定を公正かつ公平に行い、また財政支出の効率化の見地から、予算額の限度内であっても支出の抑制を図るために、購入品目や役務の種類、性質、契約金額等により、競争入札、見積合わせその他のうちから適切かつ有効な方法を選択すべきこととされている。

(5) したがって、前記(1)、(2)の各費用の「積算の基礎」が予算執行前に公開されると、購入担当部課の行う契約単価の決定、相手方選択のための競争入札、見積合わせに限らず随意契約による場合であっても、その手続における公正や公平を損なうに至るおそれがあることを否定できない、とすることができる。

(6) そして、実施機関の口頭意見陳述による説明によれば前記(1)、(2)についての各非公開決定がなされた平成13年9月21日当時、前記(3)ア、イの各費用部分の予算は未だ執行されていなかった、というのであるから、これを条例第7条第5号に該当するものとして非公開とした決定は、妥当なものとして是認することができるものである。

2 本件対象行政情報その3について

(1) 本件対象行政情報その3については、実施機関の口頭意見陳述によると、職

員の氏名、職名については、さいたま市職員の全員につき平成13年度の職員録を担当部局で作成中で、非公開決定がなされた平成13年10月5日当時、その校正文書は公開されていること、その他に市議会事務局が独自の事業として、事務局職員の氏名、職名、住所、年齢、級号給、旧所属の全部又は一部を記載した職員一覧と言える文書を作成していないことが認められる。

- (2) なお、異議申立人は、本件対象行政情報その3は「一般的かつ個別的に考えて存在することが強く推認できる。」と主張する。その趣旨は必ずしも明確ではないが、公私の団体において所属会員及び従業員若しくは職員の氏名、住所、電話番号、地位、役職等を記載した職員一覧というべき文書を作成するのが一般的であり、さいたま市を構成するに至る以前の旧浦和市、旧大宮市及び旧与野市においてもそれぞれ職員録を作成することを慣例としてきたことから、さいたま市においても同様に趣旨、目的を同じくする職員一覧を作成していることを容易に推認し得る、と言うにあると解する。

しかしながら、実施機関の口頭意見陳述によると、本件対象行政情報その3の公開請求に対して、作成途中の校正文書のままで公開された平成13年度職員録がさいたま市の全職員を対象とする職員一覧であり、そこには市議会事務局職員も包含されており、他に議会事務局職員のみを対象とするものは、旧3市においても作成せず、さいたま市においても作成を予定していないことが認められる。上記職員録には職員の氏名、職名の記載があるが、住所、年齢、級号給及び旧3市における所属についてはこれを記載していないとのことである。上記各項目は、いずれもそれ自体が個人の情報に属することであり、職員一覧に記載して一般に公開すべき必要性があるものとも言えないものであり、かつまた職員一覧の作成の趣旨、目的からもこの説明は肯定できるところである。

- (3) よって、本件対象行政情報その3の請求に該当する文書は存在せず、不存在のため非公開とした実施機関の決定は妥当なものとして是認することができるものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成14年	1月17日	諮問の受理
②	同 年	2月 7日	実施機関から理由説明書を收受
③	同 年	4月23日	審議
④	同 年	5月15日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	同 年	6月20日	審議
⑥	同 年	7月18日	審議